

令和3年

第9回 農業委員会総会（月例会）議案

令和3年8月10日

前橋市農業委員会

令和3年 第9回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和3年8月10日午後1時54分
- ・閉会日時 令和3年8月10日午後4時01分
- ・開催場所 市庁舎3階31会議室

・出席委員（22人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	13番 矢端 晴美
14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸	17番 小堀 清
18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美	21番 深町 富士雄
22番 須田 一男	23番 石村 利夫		

欠席委員（2人）

12番 下田 将文	24番 江原 弘
-----------	----------

・事務局出席者

事務局長 鵜野 明広	副参事 藤井 義嗣	副参事 片貝 早苗	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	副主幹 篠崎 菜穂子	副主幹 福田 邦夫	主任 井上 一則
主事 小池 雪乃	主事 森田 悠紀	嘱託員 古市 直子	

・付議事件

- (1) 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第51号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第52号 農業法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第53号 公売農地の買受適格証明願い 耕作目的
- (6) 議案第54号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 令和4年度市農業施策等に関する意見・要望事項の協議について
- (2) 農地法等の一部を改正する法律附則第8条第2項に基づく農地法第46条の規定による売払いについて

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について

鵜野局長 それでは、皆さん、お揃いですので、ただいまより令和3年第9回農業委員会総会を開催いたします。
 開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。

深町会長 ◇（挨拶）
 鵜野局長 続きまして、本日の出席状況についてご報告いたします。本日の欠席通告者は、12番 下田 将文委員、24番 江原 弘委員の2名であります。従いまして在任委員24名中22名の出席でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。
 それでは、ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よろしくをお願いいたします。

議長 《深町会長、議長に就任》
 それでは、令和3年第9回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。11番 齋藤 禎委員、13番 矢端 晴美委員をお願いいたします。
 それでは、早速、議事に入らせていただきます。議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から16番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

佐藤副主幹 ◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明）
 以上、整理番号1番から16番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

議長 はい、4番委員、どうぞ。

4番委員 4番です。整理番号16番ですが、譲受人の方が82歳で、譲渡人より年が上で「農業経営の安定に努めたい」とありますが、経営者はこの方なのでしょうか。

佐藤副主幹 こちらの整理番号16番の譲受人、譲渡人ですが、親族関係ではなく、他人ということで聞いております。

4番委員 だから、譲受人の方の年齢がずいぶん高齢だと思うのですが、後継者がいての譲受けなのでしょうか。

佐藤副主幹 農家世帯の中には後継者はいません。譲受人が耕作するというので受けています。

4番委員 地区が近くて疑問をもったのは、旦那さんが存命かと思うのですが、わざわざ奥さんの名前で買おうとしている。申請には奥さんが来たのですか。

佐藤副主幹 最初は旦那さんの申請だったのですが、旦那さんの具合があまり良くないということで、奥さんの申請に途中で変えたということになります。

4番委員 では、余計に経営が難しいのではないのでしょうか。この周りがだいぶ宅地化されているので、転売目的ではないのかな、という疑問があったので質問をしました。

議長 この農地は1種農地ですか、2種農地ですか。

小池主事 3条申請なので、特に申請には関係ないので、土地区分までは確認していません。狭い範囲の航空写真しかないのですが、これを見ると周りには優良な農地が広がっているように見受けられるので、すぐに転用が可能な場所ではないように見受けられます。

4番委員 はい。

議長 近くで見られる委員が、転売を懸念されるというご意見でしたので、確認させていただきました。今、事務局から説明がありましたように、3条申請でのそういったことの追及まではいかないということです。申請の地域での経営の安定に努めたいということですので、これで29アールですか、上に18アールで、47アールでクリアということになりますので、売買には問題ないと思いますけれども。その他、ございませんか。

15番委員
議長

はい。
はい、どうぞ。

15番委員

15番委員です。整理番号3条の8番の法人が、だいぶ大きな面積を契約して借りるのですが、初めて聞く法人なのですが、この法人はどういう農業をされていて、どういうふう

佐藤副主幹

に農業を展開していくのか知りたいので、聞いてみました。お願いします。
もともと一般法人で、平成31年からやっている法人で、その法人の農業部門だけが独立しまして、農地所有適格化法人になって、今後、農地を所有したいということでした。今までも、野菜を作って、JAなどに出荷しているという営農をしています。

議長
深澤係長

ということは、前から賃借の関係は発生していたわけですか。
お答えさせていただきます。当初、一般法人ということで、先ほど、平成31年とお話ししましたけれども、普通の企業が農業に参入しました。その時は、当然、農業以外の売上があるので、農地所有適格化法人にはなれませんよ、ある程度、農業で経験ができて、農業しかしない、他の事業をしないよ、ということであれば、農地所有適格化法人へ移行できるということで話をしました。今回は一般法人だった会社が、農業部門だけを新しい会社を作って、農業を全くそのまま移したという継続性がある経営になります。今まで聞いたことのない法人が、今回、申請に出てきているのですが、実際はそれ以前から同列の会社が農業をずっと続けてやってきたという内容になります。それなので、一般法人から農地所有適格化法人への移行という形です。会社の名前が違うので、借り換えというのですか、会社が別なので、いったん農地を返す形で解約をして、今回、新たに借りるという内容です。継続性があるということで、農業を引き続き、続けていくことになります。

議長
15番委員
議長

15番委員、よろしいですか。
はい。
その他、何かございませんか。他にないようですので、採決をしたいと思います。整理番号1番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長

◇(挙手)

全員賛成でありますので、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から16番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から4番までの審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

小池主事

◇(議案書・順次、整理番号、転用目的等を朗読、説明)

以上、整理番号1番から4番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

6番委員
議長
6番委員

はい、6番。
はい、6番委員、どうぞ。

整理番号1番についてです。ここに、実家に申請者と母、兄夫婦、この方々と4人で同居していると書いてありますが、この転用した土地の方には何人の方が同居するのでしょうか。もし、全員の方がここに同居するということであれば、現在、居住している場所は、どういう使い方をすることになるのでしょうか。もし、分かったら教えてください。

小池主事

こちらは、申請人の方が実家を出て、居住されるということなので、実家にはお母様と兄夫婦が残るような形になるかと思われま

6番委員

分かりました。もう1点です。整理番号4番ですが、転用目的が公衆用道路ということですが、この目的については、規則、あるいは他の法令等で、例示的にどんな用途で使うという転用目的は決まっているのでしょうか。この書いてある公衆用道路ということで、誰でも自由に通れるというようなイメージの場所にするとすると、ずっと所有者が所有して、ゆくゆく先のことを心配する必要はないのかもしれませんが、道路の管理が悪く

て、もし事故などがあった場合、誰が責任を取るようになるのでしょうか。もし分かったら、教えてください。

小池主事

申請理由にも記載があるのですが、こちらの土地の周辺は現在、宅地化が進んでいるような用途地域内の農地です。現在は、この土地の所有者の他の農地がこの付近にあるので、この所有者と近所の新しく家を建てている方がお使いになるような予定があるということだったのですが、それ以降、どういう扱いになるのかまでは聞いておりません。この後、この所有者がずっと所有し続けるのか、あるいは家を近くに建てる方の所有になるのかは、不透明な部分があります。

6番委員

はい、6番です。

議長

どうぞ。

6番委員

この書き方ですが、申請理由のところには、通路として使いたいと書いてあります。ですから、転用目的のところは公衆用道路ではなく、13ページを見ていただきたいのですが、13ページの整理番号6番。これは通路用地となっています。また、20ページの整理番号35番。これも宅地拡張（通路）と書いてあります。ここの公衆用道路というのが、引っかけたのですが。ここは、特に決まりがないということで、申請者の申請通り書かれていたものを、そのまま書いているというのであれば、それで結構です。これは答えなくて、結構です。質問は終わりです。

議長

今、答えはいらないということでしたが、一般の個人の所有する通路と、公衆用の道路となると皆さんが使えるということで、区分が少し違ってくると思うのですが、この辺りのことは、事務局、詳しい方いらっしゃいますか。

深澤係長

お答えさせていただきます。一般的にですが、通路の奥の土地の所有者のために、その人が使うものというのが通路というかたちで認識してしまっていて、公衆用道路となると、それ以外の人も今後、通る見込みがあるというような状況で把握をしています。ですから、こちらの公衆用道路は、周りが宅地化しているところという意味も含めて、今後、そういう使い方がされるのかなというように思われます。

鶴野局長

その解釈は違う。今回は申請にそのように書いてあったのだと思いますけれども、一般的には公衆用道路という表現ですと、先ほど、6番委員が言ったような意味合いが強いので、たぶん、ここに目的として公衆用道路と記載をすることは、私は間違いだと思います。他の方が通られるのを容認されるかもしれませんが、「道路」と書くのだったら良いのですが、あくまで私道ということなので、そこは混在しないようにした方が良いかな、と私は思っています。少しここの記載は考えたいと思います。

6番委員

事務局長の考えに賛成です。

議長

どうしますか。このままの表現にしますか。それとも訂正を入れて、通路という表現にしますか。

17番委員

次回が良いのではないかと思います。良く検討しなければ、分からないのでは。ここで、ちょっと変える事柄ではないと思います。

議長

保留ということですか。

17番委員

一応。名前だけ変えたら、用途が全然、違ってしまいますので。自分の考えでは、公衆用道路は、農業委員会の管理ではないのではないかと思います。

8番委員

所有者が市に寄付すれば、公衆ということにはなるのでは。そうでないと、あくまで個人の道路になってしまう。確かに、事務局長が言ったとおり、公衆用というのはおかしい。

議長

このあたりの表現を、もう一度、申請者に確認するというようにした方が良いですか。確かに、この記載では市に寄付するのか、あるいは市が拒絶した場合はどうなるのか、ということもあるかもしれません。

16番委員

16番です。申請理由に、転用予定地に行くための通路と読めるのですが、例えば、個人の道路でも建築許可は下りるのですか。要は、転用して家が建てられるのですか。昔、家を建ててしまってから、接道がないので違法建築という話を聞いたことがあるので。そういう個人が作った道路で接道として認められるのか、そういうところまで教えていただ

けると。

6 番委員

家を建てるための必要となる接道を満たす道路というのは、ただ単に、敷地、あるいは農地、他の土地を道路状に造成しただけではだめです。手続きが必要です。手続きというのは、道路域指定を前橋市から指定を受けなければ、道路状に造成した敷地の一部ということです。あくまで、家を建てるための接道を満たす道路としては扱えません。

1 7 番委員

話が難しくなってきましたね。

1 9 番委員

難しくありません。これは私有道路です。私有道路で、例えば、市の方へ皆が使っているから舗装してくれ、と言っても、舗装はしてくれません。これはあくまでも舗装するのは個人が舗装する。ただ、使っていていいですよ、ということです。ですから、私用の道路です。

1 7 番委員

申請で、公衆用道路と書いてきたのだから、この場で直して良いのですか。それをきちんと検討する時間があつた方が良いのではないかと。

議 長

そうしましたら、どうしましょう。とりあえず保留にしますか。

6 番委員

私が言った趣旨はですね、ここに書いてある書き方が、先ほど例に挙げた書き方と違っているということで、ここで特に決まりがないということであれば、先ほど、転用目的のところは規則、あるいは他の法令で書き方が決まっているのですか、とお聞きしたところ、回答がなかったので、申請者の方で自由に書いて、書いてきたものをそのまま書いたのだということであれば、特に深い意図はないということで、通路でも公衆用道路でも、混在していても良いのかな、と。ただ、こういうことが今回、出ましたので、これからは扱いについて、先ほど、事務局長の話にあつたように、統一的な扱いをしていただければ良いのではないかな、今回はこのままでも良いのではないかと思います。

議 長

事務局、どうぞ。

深澤係長

今回、この場所は4条の申請として説明しているのですが、この公衆用道路にくついた申請が、この後、住宅を建築したいという5条の申請で出てきます。この接道になるのかな、というような想定なのですが、そのために公衆用道路ということで、事務局の方は申請を受けました。

議 長

そうしたら、5条の関係で、申請者は4条と同じ申請者ですか。

深澤係長

土地の所有者は同じ方です。5条なので、住宅を建てる方はまた別の方です。5条の14ページの整理番号9番が該当します。

議 長

暫時休憩とします。

(※休憩)

議 長

それでは、今の4条の整理番号4番について、ここで道路自体を云々という問題ではなく、その住宅を建てるために、また転用をかけてくるという面からいけば、許可せざるを得ないのではないかという感じがします。記載の公衆用道路ということを度外視して、あとは、とりあえず転用をかけた申請者の責任の中でやってもらうということしかないと思います。

それでは再開をさせていただきます。他に意見がないようですので、採決をしたいと思います。整理番号1番から4番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から4番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第51号 農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から5番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

井上主任

◇ (議案書・順次、整理番号、内容等、契約内容、転用目的等を朗読、説明)

議 長

以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

1 6 番委員

はい。

議 長

1 6 番委員、どうぞ。

1 6 番委員 整理番号1番ですが、面積が2筆で、合計250㎡と書いてあるのですが、間違いですか。

井上主任 こちらは面積の間違いではありません。土地改良による縄伸びというのですか、縄伸びになります。

議 長 他にございませんか。ないようですので、採決をさせていただきます。整理番号1番から5番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第51号 農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可については、整理番号1番から5番を承認とすることに決定いたします。

井上主任 次に、議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請件数が多いため、始めに、整理番号1番から32番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

井上主任 ◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明)

議 長 以上、整理番号1番から32番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 なお、整理番号4番、11番から12番、18番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

1 番委員 (1班班長) では、説明をいたします。整理番号5条の4番。現地・面接調査案内図1ページから7ページになります。申請地は、前橋市立荒子小学校から北西約180mで、北側と南側は田、西側は水路を挟んで宅地、東側は道路を挟み宅地で、泉沢工業団地に隣接する小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には譲受人である会社の代表と代理人の行政書士の2名が来られました。申請理由は、当社はコンクリート製品の製造販売を業務としていますが、業務の拡張に伴い、現在の敷地では手狭なため、本申請地を資材置場用地として取得したいとのことでありました。他にも同じ町内に150坪ほどの資材置場がありますが、ほぼ満杯の状況にあり、この申請場所には主に道路用製品と浸透枳を置くとのことでありました。土地造成については、現在、稲が作付けしてありますが、稲刈り終了後から、施工予定で、切り石を敷いてローラーをかけるとのことですが、元が田んぼなので、埋まらないように注意したいとのことでした。北側と南側は耕作している水田なので、コンクリートで立ち上げ処理などをして、土手を崩さないようにするとのことでした。また、雨水処理は浸透式とし、外灯等の照明や周囲のフェンスについては、今のところ考えていない、とのことでした。防犯上のことを伺ったところ、扱っている物が重量物なので、持っていく人はいないだろう、とのことでした。以上のことから、調査班としては、資材置場の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断をいたしました。

議 長 続いて、整理番号5条の11番、12番。現地・面接調査案内図8ページから16ページになります。申請地は、前橋市東消防署から南南西約270mに位置し、北側は道路を挟み溜池、西側は畑と道路を挟んで宅地、南側は畑、東側には道路を挟んで宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には、譲受人である代表の夫人と親戚の叔父、代理人の行政書士の3名が来られました。申請理由としては、当社が設備工事業を従業員3名で行っており、既存の資材置場の返還催促があるため、本申請地を露天資材置場、露天駐車場として使用したいとのことでした。申請地には、資材庫、資材置場、残土置場、廃材置場、駐車場のエリアをそれぞれ計画しているとのことでありました。駐車場には、ダンプ、トラック、ユンボなどを置く計画とのことでありました。土地造成については、自社ダンプにて土砂等を搬入予定ですが、もともと傾斜地で、高低差が1.8mほどあるので、南側の農地よりも低く設定する計画であるそうです。雨水処理については、暗渠排水を入れて、U字溝も伏せて排水路に放流させるとのことでした。また、外灯等の照明についても設置をするということで、周囲には高さ1.5mほどのフェンスも設置す

るとのことでした。本社と今回の申請地は10kmほど離れていますが、防犯対策で施錠できるもので対処するとのことでありました。以上のことから、調査班としましては、資材置場の必要性が確認でき、被害防除対策がとられていることから、許可相当と判断をいたしました。

続きまして、整理番号5条の18番。現地・面接調査案内図17ページから23ページをご覧ください。申請地は、県立前橋東高等学校から、南南東約450mに位置する北側は田、南側は道路、水路を挟んで宅地、東側は水路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には譲受人である会社の代表と代理人である行政書士の他1名の合計3名が来られました。申請理由としては、当社は砂利、碎石、残土等の仕入れと販売を主に行っていますが、この度、既存の資材置場が県の河川改修事業により用地買収され、使用できなくなるため、代替用地として使用したく申請するとのことでありました。申請地を選定した理由として、譲渡人と親戚関係にあり、いずれは前橋市内に拠点を持ちたかった、とおっしゃっていました。申請地には残土、川砂、山砂、碎石などを置く計画とのことでした。会社は従業員3名で、10tと8tのダンプ1台ずつで、バックホーは2台あり、受注は1日当たり4台から5台ほどあるとのことでした。土地造成については、すでに埋土をしてある状態ですが、北側が耕作している田んぼであることから、コンクリートブロックなどを設置して田に落ちないように注意するとのことでした。雨水処理は浸透式で、外灯等の照明については、今のところ予定はないですが、後々、設置するとのことでした。また、周囲には高さ1.2mほどのフェンスを予定しているが、特に北風が強い地区であることから、飛散防止対策をできるだけ行い、南側の民家に飛ばないように、フェンスの下にブロックを積むなどの対策を講じるとのことでありました。以上のことから、調査班としましては資材置場の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 以上で事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりました。皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇(意見、質問等なし)

議 長 ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。整理番号1番から32番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から32番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号33番から62番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

井上主任 ◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明)

以上、整理番号33番から43番、45番から62番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 なお、整理番号40番、51番から52番、60番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

1番委員 (1班班長) それでは、現地・面接調査案内図をご覧ください。整理番号5条の40番。現地・面接調査案内図24ページから30ページをご覧ください。申請地は、前橋市大胡支所から北北西約3.1kmに位置し、北側は譲受人の産廃施設、東側は道路、南側は畑、西側は宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には、譲受人である会社の担当者と設計事務所の担当者の2名が来られました。申請理由は、当社は産業廃棄物処理業を行っており、既存工場で破砕機により木材をチップにする業務を行っているが、取引業者より「チップを篩い機にかけて、もっときれいにしたい」との要望があったことから、篩い機の導入のための倉庫と、工場内の安全のための出入口をつくりたく申請するとのことでありました。申請に至ったもう一つの理由としては、東の

既存施設から、西の申請地へ抜けるようにすることにより、より効率が上がるのとことでした。土地造成については、半分から南はほぼ平らであり、倉庫は中心部に建設予定で、埋土するほどの高低差はないと見込んでいるとことでありました。造成地内には大きな樹木が何本か生い茂っていましたが、全て伐採するのとことでした。雨水処理は浸透式で、外灯等の照明をいくつかは設置予定のとことであり、周囲には騒音防止対策もあり、鉄板製で高さ2.5mほどのフェンスを設置する計画のとことでありました。調査班としては、倉庫等の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断をいたしました。

続きまして、整理番号5条の51番、52番。現地・面接調査案内図31ページから39ページをご覧ください。申請地は、市立桃瀬小学校から北西約140mに位置し、北側と南側には宅地、東側は水路を挟んで田、西側は市道に囲まれた集団農地の辺縁部に位置する第1種農地です。第1種農地は、原則、転用はできませんが、令第4条第1項第2号ホ、則第37条の規定にある土地収用法に該当する事業のため、不許可の例外に該当します。面接には譲受人である法人の理事と代理人の行政書士の他2名の合計4名が来られました。申請理由は、当該地周辺徒歩圏内に医療関係施設が集積し、教育施設も整っており、地域ケアに最適な地域であり、地域コミュニケーションの場としての利用が期待でき、郊外地の生活環境が整っているため、特別養護老人ホームを建設したく申請するものです。当法人については、令和2年に前橋市より特養の公募があり、手を挙げた中から選定されたようで、現在も既存施設として桐生市に60床の施設を運営して、6年が経過するそうです。今回、申請している施設については、ユニットとショート合わせて80床を計画しており、62人の正職員と若干のパート職員で対応するそうですが、デイサービスの開所はないものの、西側の市道に面した緑地に、地域交流の場を設置するのとことでした。土地造成については、市道より約1m低いことから、80cmほど埋土をする計画であり、雨水処理については、浸水性のある舗装を行い、東側の水路を利用するのとことでした。以上のことから、調査班としては施設の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断をいたしました。

最後に、整理番号5条の60番。現地・面接調査案内図40ページから46ページをご覧ください。申請地は、県立前橋南高等学校から西南西約900mに位置し、西側と東側は道路を挟んで農地、南側と北側は宅地に囲まれた10ha以上の広がりのある土地改良事業を実施した第1種農地です。第1種農地は原則として転用できませんが、例外規定として、農地法施行規則第33条第4号の条文にある「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。面接には、譲受人である会社の代表と代理人である行政書士の2名が来られました。申請理由は、当社は運送業を営んでおりますが、申請地の近隣の大手運送業者からの業務委託が受注できることとなったため、トラックの露天駐車場として利用したく申請するのとことです。申請地を選定した理由としては、伊勢崎市の本社を往復すると80分程を要することから、効率が悪かったため、以前より前橋市に営業所を出したかったのとことでありました。現在の事業概要としては、主にトレーラーを保有し、135台のトレーラーを103人の正職員で回しており、主に飲料と段ボールを運搬しているのとことでありました。今回の申請地にはトレーラーは置かず、4t車を14台、2t車も数台配置予定のとことでした。土地造成については、砂利を入れる計画で、雨水処理は浸透式で、東側の水路に流れるようにするのとことでした。外灯等の照明も設置予定ということで、周囲には高さ1.5mほどのフェンスを設置する計画のとことです。以上のことから、調査班としては、露天駐車場の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

6番委員

はい、6番。

議長
6番委員
井上主任
6番委員
井上主任
6番委員
井上主任
議長
議長
佐藤副主幹
議長

6番、どうぞ。

整理番号51番と52番です。先ほどの説明の中で、土地収用法の認定になったというお話がありました。その年月日等が分かったら、教えてください。調査班の説明の中で、西側に地域交流スペースを設けるというお話がありました。その地域交流スペースでどんなことをするのか、もし、具体的に分かれば、教えていただきたいと思います。以上です。

始めに土地収用事業による話があったと思うのですが、土地収用事業に該当する事業ということで、その中に社会福祉事業に係ることが収用事業に該当するということです。特に県や市で土地を買うような事業ではなくて、土地収用事業に該当する事業で、社会福祉事業というものが該当します。その中に特別養護老人ホームがあるので、施行規則第37条、第1種農地不許可の例外というような内容です。それから西側の緑地ですが、今はなかなか集まれないと思うのですが、この周辺にあるいろいろな医療関係施設や、自治会で地域の集まりのときに、集まるような形で使いたいということでした。また、施設の2階にも、そういったホールを設けるような説明もありました。以上です。

ありがとうございます。引き続き、整理番号60番です。会社の代表者の方のお名前が、もし分かったら、教えていただきたいと思います。

代表者の方は、現地・面接調査案内図42ページの住宅地図の中で、申請地の上段の方に名前があるAさんです。そこが代表者の自宅になります。そういったことから、代表者が居住する地域に係る施設ですので、第1種農地不許可の例外の規定になります。

今、質問をしましたのは、先日、運送会社の車両で、これは運転者の問題かもしれませんが、会社としての管理が少し甘かったのではないのかな、というようなことがうかがえる事故がありました。この住宅地図を付けていただいているので、Aさんがどうなのかな、と思って見ていたのですが、この位の距離ならきちんと管理ができるのかな、と。先日の事故を起こした会社は、もう少し距離が離れていたように報道がありました。いずれにしても、きちんと管理がしていただけるということが確実であれば、譲渡人の方も今まで土地を少し持て余していたようなことがうかがえる記載がありますので、きちんと管理をしていただければ、近隣の農地への影響もいくらか少なくなるのかという気がします。以上です。

この案件は班長の報告にもありましたが、従業員の方がこちらから伊勢崎市境下湊名のところまで通うのに、往復で80分かかるそうです。その分、従業員もこの土地が転用になれば、通勤の煩わしさから解放されて従業員のためにもなる、という話をしていました。よろしくをお願いします。

他にございませんか。なければ採決をしたいと思います。整理番号44番を保留として、整理番号33番から43番、45番から62番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

全員賛成でありますので、議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号44番を保留とし、整理番号33番から43番、45番から62番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第53号 公売農地の買受適格証明願 耕作目的について、整理番号1番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

◇(議案書・順次、整理番号、公売実施機関、公売期日を朗読)

以上、整理番号1番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件には該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、

お願いします。

議 長 ◇（意見、質問等なし）
ないようですので、採決したいと思います。整理番号1番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇（挙 手）
全員賛成でありますので、議案第53号 公売農地の買受適格証明願い 耕作目的について、整理番号1番を適格とすることに決定いたします。

なお、当該願い出人が最高価格 競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。

次に、議案第54号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

森田主事 議 長 ◇（議案書の朗読、説明）

以上で事務局の説明は終わりました。皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

議 長 ◇（意見・質問等なし）
ないようですので、採決したいと思います。議案第54号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇（挙 手）
全員賛成でありますので、議案第54号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、協議事項1、令和4年度市農業施策等に関する意見・要望事項について、協議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

篠崎副主幹 議 長 ◇（別途資料朗読、説明）

以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

17番委員 とても良い内容なのですが、このように出されて、急にみんなが考えて、次にもう一回というのではなくて、プロジェクトチームのようなものを組んでおいて、常時、大変なことが皆さんから出たら、それを少し検討するようなチームを作りたいのですが。今後、コロナが終わってからお願いします。

議 長 これは今後の課題というか、提案ということで受けてよろしいですか。

17番委員 はい。

15番委員 15番です。私の手元に令和2年度の意見書というものがあります。3番に「有害鳥獣による被害対策について」とありますが、最後の方に「被害対策等を生かすため、行政機関と中山間地域の農業委員会等による検討委員会を設置し」、今、言ったようなことで、「将来に向けて有効な対策を講じられるよう、お願い申し上げます」と書かれています。粕川に有害鳥獣対策係があったのですが、大胡の方へ移ってしまいました。4月の前に、こういうことがあるのだけれど、検討委員会はどうしたらいいのか、と言いましたら、いや、大胡の方に今後は移るからと。なしのつぶてです。今回、これが上がってきたのですが、「耕作放棄地の再整備に向けた新たな制度の創設について」ということなのですが、私は中山間地に住んでおり、鳥獣害による被害は本当に深刻です。農地取得ということが、ここに書いてありますが、もうすでに農地の奪い合いです。だいたい10くらいの農業従事者、団体が今、入っています。驚いてしまいます。そんなにビジネスチャンスが農業にあるのかと思うほど、今、入っています。おそらく、ほとんどがだめではないのかな、と私は思っています。多額な投資をしています。この中に鳥獣害対策というのは山間地の奥地を生かすには大事な問題です。私も少し計画もしているのですが、果たして、サルが来てしまったらどうにもならないな、という感じです。これをこの中に入れるのに、やはり対策等、生かすために行政機関と私達、中山間地の農業委員もたくさんいるのですから、

どうしたらいいか、できないかもしれませんが、やはり共通した被害を持っていますし、これから、こうしたら良いという意見がありますから、そういったことを基礎にして、耕作放棄地の新しい農業のあり方、こうやって農業をやれば良いのではないか、あれが良いのではないか、ということが必ず出て来ると思うのです。そういうことを、農業委員としての責任も若干あるかと思うので、良い文面で、耕作放棄地の中に鳥獣害対策も、議員さんも入っても良いと思います。そういった対策委員会、考える会、などと名前を付けて、一歩でも二歩でも踏み出していけないと、去年の話が今になっても、全然持ち上がって来ないのが現状ですから、決して行政の怠慢ではないと思うのですが、やり方が分からないのですね。私達でも少くらの知識はありますので、みんなで検討して、進めてみたいと思っています。いかがでしょうか。それから、去年、商社等の大企業が相次いで農業に参入していますが、半分くらいは撤退しています。農業新聞に出ているではないですか。農業はそんなに甘いものではないと思っています。大きな商社などが入ってくるのは、良いことだと思っています。小さな農家がありますが、山間地の水田など持っていますから、やはり息子さんが定年になったら、自分で食べるものは自分で作る、そういう流れを、是非、作っていききたいと思っています。やはり、商社など大きなところが入ってくるより、自分で作って自分で食べる、それには精米機などいろいろ必要ですから、私も、今準備もしているのですが、機械化利用組合で組合長をしています。お金を貯めて、コンバインは700万円くらいですが、現金で買いました。あとは精米する設備ですとか、乾燥する設備、そういうところにお金を出していただいて、みんなから自分で作った物、銭金の問題ではなく、食べる、こういったことを進めて行って繋げていくことが、農地を守ることになるのではないかと思います。決して、大きなことが良いことではなく、そういったところが繋がって行き、みんなで支えていくというのが良いということです。

議長
篠崎副主幹

有害鳥獣の関係については、この前の回答書の中にいろいろ書いてありましたよね。

毎年、有害鳥獣については要望している状況でありまして、毎年の回答の中でも、緩衝帯を設置したり、豚熱の関係ですとか、狩猟の免許取得に補助金を出したり、いろいろやってもらっている現状ではあります。今回、有害鳥獣の要望を出してもいいのですが、毎年、出しているということと、対策もやっていたというところから、今年度はそこを外したような状態なのですが、入れた方がよろしいですか。例えば、1番の中にその内容も組み入れた方が良いということですか。

片貝副参事

今回、有害鳥獣に関するということで、豚熱が発生して、5月に1億円の補正予算を組みまして、豚熱対策として、6,150万円、それから有害鳥獣の駆除の対策事業として、約4,000万円の予算計上をして、対策をしているところです。そして、また輪をかけて、10月にお願いしますというのも、ちょっとどうなのかと思ったので、今回、外したということがあります。もし入れるのだとすれば、4番として別で、再度、載せるというイメージではありますが、いかがでしょうか。

15番委員

やはり、有害鳥獣関係は、これから耕作放棄地を開発して、何とかやっていくとなると、必ず、イノシシ、シカやサルと結びつきが出て来ると思います。だから、これからどうしていったら良いか、まだ分からないのですけれども、切り離すわけにはいかない問題です。

片貝副参事

そうしましたら、4番のところに追加する形で。補正予算を受けて、現在、対策はしていただいておりますが、ということ的前提に、そういう組織作りをお願いするという意味で。去年、要望したので、環境森林課から農政課直下になったのかな、と私はそのような印象を受けています。

15番委員

予算を見ると、非常に大きな予算で、今回やると私も見ました。ありがたいのですが、これをどこに生かすかが問題ですよ。やはり、行政機関と中山間地の農業委員もいるのですから、そんなに人数は必要ないですから、どうしたらいいか、いろいろなことを共有して進めて行き、地域みんなに伝えて、そういった高まりをもっていかないと、仮に大きな動きになって、大きなことをしようとしても、絶対、必要だと思います。

片貝副参事

では、4番に組織の検討ということで付け加えさせていただくことで、よろしいでしょ

うか。

議 長

他の方で有害鳥獣のことで、いかがですか。確かに困った状況にはあると思います。特に、先ほど言った予算等については、豚熱の関係のイノシシ対策で、それが大きいと思います。とりあえず、今のところ自己防衛するときの補助は継続されているわけですね。結局、今、個人で動いても無駄だと。要は、団体、周囲でやらないと、という意味合いだと思います。どこまでがしっかりとめて行けるのか、所管も先ほどありましたが、今度、農政課の方に移ったということですので、そのあたりを踏まえながら、また相談をしないといけないです。特に、意見要望の会の際に、意見書自体は正式文書として手渡しはするのですが、それが終わってからの、意見交換の方が実際には価値があるような、実があるような気がします。そこで意見を述べていただいても結構だと思います。皆さんが有害鳥獣も書いて出すというのであれば、検討して4番目に載せるということによろしいですか。

2 2 番委員

やっぱり課題がなくなってしまったわけではないので、載せていただいて、しかも前年度、多額の予算を取っていただいている状況なども紹介がてら書いて、入れていないと皆さんに浸透しませんから、これだけの額を使ってやっているけれども、まだ、こういう課題が残っているので、是非、引き続きお願いしたい、というようなかたちで入れておいてください。お願いします。

議 長

それは、結局、補助制度自体の拡充ということなのか、あるいは、そういった意味での組織作りをしたいということなのか。補助金の拡充はあればあったで、これは正解かもしれませんが、両面から載せるしかないのではないかと思います。

2 0 番委員

組織作りも大事なことです。

議 長

有害鳥獣の総会には、職代が農業委員会の代表として出席する予定です。ただ、総会だけなので、通常の猟友会の会議に出るわけではないのですが、そのようなことで、事務局、よろしいですね。

それでは、令和4年度市農業施策等に関する意見・要望事項については、4番ということで、有害鳥獣関係を追加して、次回の総会にて審議をし、決定したいと思いますので、もし、途中、何か気付いた点があれば、事務局の方に連絡をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、協議事項2、農地法等の一部を改正する法律附則第8条第2項に基づく農地法第46条の規定による売払いについて、協議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

小池主事

◇（協議事項の概要説明、別途資料の朗読、説明）

以上、意見書の案についてご説明させていただきました。こちらの内容で農業委員会の意見として、国に提出してよろしいか、ご協議いただければ、と思います。以上、よろしく願いいたします。

議 長

以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

よろしいですか。なければ採決をしたいと思います。農地法等の一部を改正する法律附則第8条第2項に基づく農地法第46条の規定による売払いについて、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項2、農地法等の一部を改正する法律附則第8条第2項に基づく農地法第46条の規定による売払いについては、原案を承認とすることに決定いたします。

次に、33ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

- | | |
|---------------------------|-----|
| （1）法第4条の届出書の受理状況 | 3件 |
| （2）法第5条の届出書の受理状況 | 36件 |
| （3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 21件 |

(4) 現況証明交付状況

1件

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会とさせていただきます。

(閉会 午後4時01分)
